

契約書式の過去・現在・未来

人類は文字を習得して以来、重要な物事を記録する習性を身に着けてきた。法の世界では、法律、裁判、所有権、契約、身分関係の発生・消滅、遺言などが重要な出来事として記録される。契約に関する書面について言えば、日本では、江戸時代以降の書入れ（質権設定）、土地の売買、借り入れに関する文書などが多数残っている。欧米に引けを取らない。問題は、それによって何を記録・保存しようとしたかである。

土地の売買に関して言えば、①売主と買主の間での交渉開始、②目的物・代金、履行の期日などの合意、③代金の交付、土地の権利・支配の移転、④後で問題が生じたときの解決方法（売主が解決を約束することを「埒明け」と言った）など、一連のプロセスを経るが、どの段階で、何についての記録を作成するかが国や時代によって異なる。江戸時代の日本では、②の時点で売主・買主間の合意はあっても、書面は作成されない。③の段階で、「売渡証文」が作成され、売主が代金を受け取ったこと、土地の権利は買主に移転したことが記載される。売渡証文の作成者は売主であり、その記名捺印があるが、買主は単なる名宛人である。売渡証文は英米の捺印証書（deed）に相当するものである。しかし、興味深いのは、英米では、上記②の段階でも、売主・買主の双方が署名する契約書が作成される。その目的は将来の履行約束の証明であるが、しかもその法的保護に約因が必要な英米では両当事者の約束が記載され、署名される。

日本では明治19年の旧登記法制定により、所有権の証明制度が完備され、契約部分と権利証明部分が制度的には切り離されたが、その後もしばらく売渡証文の形式は続いた。民法典の制定は2当事者による契約という観念を確立したが、売買契約が売主・買主の連名で作成されるのが一般化するのは大正期からである。ここに、契約部分と権利証明部分の分離が名実ともに完成する。

近年、スマートコントラクトが議論されている。ブロックチェーン技術を基礎に、各種の条件なども記載できるプログラミング言語が用意されたイーサリアムを使うことが考えられている。登記制度によって契約部分と権利証明部分を切り離した現在の契約であるが、登記制度の管理・維持に莫大なコストがかかり、国が負担できなくなると、再び契約部分と権利証明部分をスマートコントラクトで結びつける時代がくるかもしれない。登記制度の整備に苦勞しているイギリスではブロックチェーンによる代替が検討されているとも聞く。

東京大学名誉教授 能見善久

NOMI Yoshihisa